

です。
らタクア開業までに行います。

質問 行政代執行等を行った場合の費用についてのどのような処理の方法を考えているか。

答弁 代執行を行った場合は、公債権という形で国税徴収法、国税の滞納処分等の例による徴収となります。また、緊急安全措置等の場合は、公債権とはならず民間債権という形で民事での回収となります。相続人が債権を放棄した場合には相続財産管理人制度等の活用を行いながら回収を行います。



質問 空家の適正管理に関する条例の目的は、住みよく暮らしやすいま

ちづくり寄与することだが、今後どのような取り組みをするのか。
答弁 不動産の流動化の促進として、空家リフォーム、空家バンク、市内の商工会に加盟される建築、不動産業者等と連携し、流動化の促進を行います。

榊島 永二郎

地域公共交通運行に要する経費

324万1000円(31.7%)

質問 ふれあいバス運行業務委託料の内容と内訳は。

答弁 タクア開業後、運行経路にタクアを加えた改正です。委託料の増額は、現在、運転士4名を確保し交替制で運行していますが、今回、改正に伴い3路線のうち、2路線の運行時間増加のため、運転手1名増の人員費です。

質問 タクアバス停の増加により、現在のコースとどのような違いがあり、運行時間はどの程度の増加か。

答弁 タクアバス停を新設し、現行3路線の運行経路に組み込みます。東多久・立山線では既設の、立山、東原の間でタクアに乗り入れ、他の2路線、西多久・納所線、南多久・岸川線は、フードウェイバス停から



タクアの間を往復する経路を延長します。運行の時間の増加は、東多久・立山線1便3分程度、他の2路線、フードウェイからタクアへの往復で1便10分程度の運行時間増となります。

質問 2月に市公共交通総合時刻表を変更し、再度7月に変更するが市民にどんな方法でいづごる周知するか。

答弁 総合時刻表はつくり直して色やデザイン等を若干変更して混同が生じないようにし全戸配布します。市報、ホームページ、行政放送での改正のお知らせ、ケーブルメディアでふれあいバス時刻表の情報提供を行います。時期については、6月か

総務文教委員会
審査報告



多久市議会議員及び多久市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

市議会議員及び市長の選挙における選挙用ビラの作成に要する費用を公費負担とするため、条例の一部を改正するものです。市議会議員選挙運動に使用するビラを頒布できるようになり、条例で定め作成費用については、限度額の範囲内で公費負担と規定されます。審査の結果、本案を承認しました。

多久市税条例の一部を改正する条例

地方税法等の一部改正に伴い、市税条例の一部を改正するもので、固定資産税の地域決定型地方税制特例措置に関する改正です。
地方税法等の改正により、再生可

多久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

厚生労働省令の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、多久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するもので、改正内容は、放課後児童支援員の資格要件の拡大で、1点目は、中卒者に対して、5年以上放課後児童健全育成事業の実務経験のある者は、市長が適当と認めた場合、



総務文教委員会
閉会中審査報告



3月22日に、次の2点について報告を受け、勉強会を行いました。

1点目の空家対策については、認定空家等に22件を認定し、その後助言・指導の相手方を特定している状況で、農地付空家については30件が登録されている状況です。

2点目に弓道場整備については、今年度は関係者の意見も聞きながら弓道場の基本設計を進め、来年度に実施設計、再来年度から弓道場の建設整備に入り、利用時間や料金については、今後県内の施設を参考に検討することです。

また、勉強会では南多久町牟田辺地区にある牟田辺遺跡の発掘調査について取り上げ、5月2日には牟田辺遺跡の現地視察を行いました。



同遺跡からは青銅製の鈴で出土例がわずかな三環鈴・鈴杏葉などが同時に出土し、県内では初めての例で、全国でも珍しいということでした。また帯などの装飾品である獅噛文帯金具と鑄造鈴の出土もあり、国内で初めての例である可能性が高いとのことです。
5月23日には「学校の夏休みの短縮について」、神崎市と嬉野市で行った視察を行いました。
近年学校に空調設備が整い、暑さ対策等の学習環境が整えられたことも後押しとなり、導入された神崎市では、後に行ったアンケートで夏休

能エネルギー分野の対象施設や特例割合が見直され、これに伴う条例の改正を行い、また、設備を生産性の高い設備へ一新させ、事業者の労働生産性の飛躍的な向上を図る、「生産性向上特別措置法」が創設され、中小企業等の生産性革命を実現するため、平成32年度末までの集中投資期間中に取得した設備について、3年間を限度として償却資産に係る固定資産税の特例措置が地方税法において新設されました。その特例割合は、条例で定めるように規定されており、当該特例割合は、ゼロから2分の1以下の範囲内とされていることから、中小企業等の生産性向上を図るよう、特例割合をゼロとする改正案を提案されています。

審査の過程で、生産性向上特別措置法に基づき、中小企業等が先端設備等導入計画を策定し、事業の用に供する設備の導入により労働生産性が年平均3%以上向上するかどうかを確認する時間が必要ではないか意見もありましたが、審査の結果、本案を承認しました。